

# 莊園制と悪党

高橋典幸

The Shoen System and Akuto

はじめに

- ① 莊園領主権の変動と悪党
- ② 在地の対立競合状況と悪党
- ③ 荘家警固の構造
- ④ 莊園制の中の悪党  
むすび

## 【論文要旨】

室町期Ⅱ中世後期の莊園制を見通した場合、転換期として南北朝期が重視され、「一円化」をキーワードとする変質が指摘されてきた。ところで、鎌倉後半～南北朝期にはこうした莊園制の変質とともに、「悪党」の活躍も知られるが、近年は莊園制の変質（より厳密に言えば莊園政策の変質）が「悪党」の出現をもたらしたとする見解も提示されている。こうした考え方に立てば、「悪党」そのものの分析からその背景にある莊園制変質の内実に向き合うことになる。そこで、本稿では播磨国矢野莊を素材として、そこに現れる「悪党」を分析して南北朝期莊園制の特質を浮き彫りにすることを試みた。まず、現象として指摘すべきは莊園領主権の変動や動揺（具体的には領主の交替や領主どうしの権力争い）にもなって悪党の活動が見られるということである。次に在地における悪党活動に目を向けると、莊園現地の沙汰人や名主・百姓が相互に対立している状況が浮かび上がってくる。このような在地の対立・競合状況は

莊園制に通時代的に認められるものであるが、これが莊園領主権の動揺・変動と結びつくことによって悪党が出現したと考えられる。先行研究によれば、莊園領主権の変動や動揺は鎌倉後半から南北朝期に構造的な現象であったとされるので、悪党の活動がこの時期に集中することになる。

こうした悪党に対して、莊園領主と莊園現地の莊家が直結するⅡ一円化することにより、莊園制は中世後期に転成していったと考えられているが、荘家警固の構造を分析すると、こうした一円化では説明しきれない要素が存在していることに気がつく。それらは、莊園制を危機に陥れた「悪党」と同質の存在と考えられ、南北朝期莊園制はこうした「悪党」状況を内にも含むものに変質したと考えるべきであろう。このように考えると、中世後期の莊園制は一円化ばかりでなく、その周囲に存在する多様な人々の再配置の問題としても捉え直さなければならぬであろう。

## はじめに

室町期荘園制の特質を探るのが本共同研究のテーマであるが、中世成立期に始まる荘園制全体の流れの中で考えた場合、室町期の前段階にあたる一四世紀、すなわち鎌倉末から南北朝期は荘園制にとって重要な画期になっている。その画期性は「一円化」というキーワードに要約されるだろう。すなわち、中世前期の荘園における支配体系は本家・領家・預所・下司や地頭などによって重層的に構成されていた（「職の体系」）のに対し、一四世紀を境にこうした重層的な関係が崩れ、領主が荘園現地と直接対峙する一円領化が進んでいくという流れが、荘園制の大きな枠組みとして提示されてきた。<sup>1)</sup>

ところで、この一四世紀は悪党の出現した時期としても注目されるが、時を同じくして確認される荘園制の変質と悪党の活動という二つの現象を全く無関係なものとするわけにはいかないであろう。ただし、従来の悪党研究は両者の連関を捉えるという課題にはじゅうぶん応えてこられなかったのではなからうか。すなわち、在地領主制の進展過程に悪党を位置づけ、その動きが要因の一つとなって荘園制に変質がもたらされたとするのが、これまでの悪党研究の主要な理解であったが、その変質が一円領化という結果をもたらした必然性についての説明は不十分であったように思われる。

一九七〇年代以降になると、悪党研究にも新たな潮流が生まれるが、荘園制との関わりで注目すべきは、悪党を朝廷や幕府よりする統制標語として位置づける見解が提示され始めたことである。<sup>2)</sup> こうした流れを受けて展開された海津一朗氏の公武徳政論<sup>3)</sup>は、荘園制と悪党との連関を考える上で重要である。すなわち、幕府と朝廷との間で合意された政策として一円領の創出があり、そうした政策に対する抵抗勢力が悪党と呼ば

れ、弾圧の対象となったとするのが海津説の概要である。

従来の悪党研究が荘園制変革の原動力として悪党を位置づけながら、彼らの動きが荘園制の一円領化に結果する道筋をじゅうぶん明らかにしえなかったのに対し、一円領化という荘園制の変質の産物として悪党を認める点に海津説の新しさがあると言えよう。従来の研究と海津説とは悪党と荘園制の関係の捉え方が逆になっているのである。

このような新しい悪党研究の成果から学ぶべきは、悪党を荘園制の変質により惹起された一種の現象と見なす視角である。このことは、悪党そのものの分析により、それを現象せしめた荘園制の変質の内実に向けるという方法の有効性を示唆している。さらに、こうした方法をとることによって当該期荘園制の変質の様相をより豊かに捉えることができると考えられる。と言うのも、海津氏に代表される近年の悪党研究では、悪党の発生要因が荘園制の一円領化に求められているが、これは当該期荘園制の特質を「一円化」というキーワードで理解しようとする先述の研究状況に規定された側面が大きいものと思われる。逆に、悪党そのものの分析から始めることによって当該期荘園制についての理解を深められるのではないかと考えるのである。

本稿は、右のような立場にたつて、悪党の分析を通して、荘園制の変質の様相にアプローチするモノグラフである。具体的な分析対象は、関係史料に比較的恵まれた播磨国矢野荘を取り上げることとする。

### ① 荘園領主権の変動と悪党

東寺領播磨国矢野荘（正確には播磨国矢野荘例名西方。以後はこの意味で矢野荘と呼ぶこととする）の歴史は、悪党活動とともに始まったと言いうことができる。すなわち、正和二年（一三三三）に後宇多上皇の寄進により矢野荘は東寺領となるのであるが、翌正和三年から四年にかけ

て矢野莊公文の寺田法念は近隣の地頭らと語らつて南禅寺領矢野莊別名に打ち入っている。<sup>(5)</sup> 矢野莊例名を直接の対象としたものではないが、この悪党事件が矢野莊の東寺領化と何らかのかかわりがあったことが推測される。

当初後宇多院による寄進は例名部分にとどまっていたが、文保元年(一二二七)には重藤名・那波浦・佐方浦も東寺に寄進される。<sup>(6)</sup> その直後から再び寺田氏の悪党活動が認められるようになる。<sup>(7)</sup> その具体的な内容は明らかではないが、「於重藤名者、当時悪党乱妨之間」と見えることより、重藤名を狙つてのものであることは間違いない。重藤名は寺田氏の開発所領であり、矢野莊例名公文という地位に附属した領主名であった。その重藤名があらためて東寺に寄進されるという領主関係の大幅な変更は重藤名の領主である寺田氏の地位にも大きな影響を与えたに違いない、こうした動きが寺田法念をして再び悪党行動に至らしめたものと考えられる。

この後、法念およびその与党による矢野莊に対する悪党活動は嘉暦三年(一二三二)と建武二年(一二三五)に確認できる。このうち嘉暦三年のそれは、東寺と矢野莊を争っていた藤原冬綱(寂願)が「当国名譽之悪党」を語らつて作麦を刈り取り、百姓家を追捕したというもので、寺田法念一派によるものとの明証はないが、前後の事情および「当国名譽之悪党」という表現から、彼らによるものと考えてよからう。ここで注目したいのは、彼らの悪党活動が藤原冬綱と結託することによって引き起こされているということである。矢野莊の預所職は、一二世紀半ばに美福門院女房伯耆局が任じられて以来、その子孫が相伝して鎌倉末の冬綱に至っていたが、延慶二年(一一三〇)八月に公領放券を理由に後宇多院より預所職をいったん改易されてしまう。もちろん、冬綱側でも父為信が中心になって預所職回復の努力が続けられていたが、その最中に矢野莊は後宇多院によって東寺に寄進されたのであった。いわば矢野

莊の東寺領化は、それまでの領主藤原氏を排除することによって実現したのであった。しかし、冬綱の知行回復の努力はその後も続けられ、嘉暦三年には東寺と冬綱との間で相論が発生していたことが確認される。<sup>(12)</sup> これまでの経緯を考えれば、この相論が矢野莊の領主権に関わる問題であることは明らかで、法念らはこうした領主権の動揺について悪党行動を展開していることになる。

第三章で詳しく取り上げる観応年間の悪党問題も、矢野莊の給主職相論<sup>(13)</sup>に関わつて発生したものである。矢野莊の莊務は学衆方供僧の内から選ばれた給主によって遂行されていたが、貞和年間にこの給主職の地位をめぐつて学衆方供僧の間で対立が生じることになる。評定の結果、新給主には杲宝が任じられることになったが、対立のもう一方の当事者である深源はこの決定に承服せず、様々な手段を通じて妨害を企てる。例えば、学衆上臈を給主と規定した「元応置文」を掲げて杲宝の給主補任の不当性を主張したり、<sup>(14)</sup> 東寺一長者三寶院賢俊と結び付けてその御教書を獲得したり、さらには武家への相論を持ち込んだりしている。学衆内部の問題である給主職相論を、様々な外部勢力と結び付くことによつて有利に導こうとする深源の姿勢が明らかであるが、彼が結び付くこととした勢力の一つに在地の悪党があった。すなわち、先に挙げたような様々な措置を講じる一方で、観応元年(一二三〇)には代官垂水法橋を矢野莊現地に下し「語悪党人等、濫妨地下」したと伝えられている。<sup>(15)</sup> この時、深源・垂水法橋に呼応して矢野莊に乱入した「悪党」として、真殿守高や海老名源三郎らが知られているが、前者は矢野莊是藤名名主職を実円と争い敗れた慶若丸の養父、後者は暦応年間以来矢野莊例名内那波浦領家職を押領していると東寺より訴えられていた那波浦地頭であった。いずれも東寺による矢野莊支配に反発する根拠は十分あるが、彼らを結び付けるとともに矢野莊を濫妨する「悪党」に駆り立てていったのは深源・垂水法橋による働きかけが大きく作用したと考えるべきで

あろう。<sup>(16)</sup>

以上のように見てくると、矢野荘における悪党活動は莊園領主権の動揺や分裂といった変動にもなつて発生していることが多いことに気がつく。嘉暦三年や観応元年の悪党事件からそのメカニズムを探れば、分裂した莊園領主権力を構成する勢力の一方が在地の勢力と結び付き、悪党事件を惹起せしめるという構造が明らかである。このような莊園領主権力と悪党活動との連動性は、既に市沢哲氏の指摘するところであった。<sup>(17)</sup> 市沢氏が説くように、鎌倉後期における莊園・所職をめぐる莊園領主権力（市沢氏の用法に従えば「都市領主」）間の抗争が構造的なものであるとすれば、この時期に悪党の活動が各地で顕著になることも整合的に理解できよう。

そうした上でさらに考えを進めるべきことは、莊園領主権力の變動（動揺・分裂）と結び付いて悪党活動を惹起せしめる在地勢力の構造そのものの分析である。この点について、章をあらためて検討してみたい。

## ② 在地の対立競合状況と悪党

第一章で概観したように東寺領となつて以来、一四世紀前半の矢野荘の歴史は悪党の時代とも言いうる状況にあつたが、この時代に最も顕著な活躍を示した人物として、矢野荘名主実円を挙げることができる。次に掲げる史料は、一四世紀後半に実円の孫実長が是藤名名主職を大輔房頼金と争つた際に東寺に提出した申状の内、実円とその兄信阿の功績を書上げた箇所である。

【史料1】<sup>(18)</sup>

当寺御領之初、悪党人寺田法念等令<sub>レ</sub>乱<sub>レ</sub>妨御領、既為<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>亡<sub>レ</sub>所之時、故金蓮院殿・同弁殿有<sub>レ</sub>御<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>当庄、及<sub>レ</sub>数ヶ度御合戦、其時伯父信阿属<sub>レ</sub>彼御手、為<sub>レ</sub>寺家御、輕<sub>レ</sub>身命、致<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>武軍忠、弁

殿已負<sub>レ</sub>御手、為<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>討<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>之時、隔<sub>レ</sub>御中、助<sub>レ</sub>申御命、還<sub>レ</sub>而信阿蒙<sub>レ</sub>半死半生疵<sub>レ</sub>畢、其勲功可<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>拔群、又建武初、重彼法念余党等、率<sub>レ</sub>大勢、打<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>地下<sub>レ</sub>之時、故南端殿・阿波帥律師御房、又有<sub>レ</sub>御下、御要害於<sub>レ</sub>大僻殿山上仁被<sub>レ</sub>構、為<sub>レ</sub>度々御合戦之所、亡父実円為<sub>レ</sub>御寺御方人、捨<sub>レ</sub>身命、仕<sub>レ</sub>昼夜合戦、加<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>城仁御兵粮成<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>者、兄弟<sub>信阿</sub>廻<sub>レ</sub>種々秘計、自<sub>レ</sub>奥山<sub>レ</sub>入<sub>レ</sub>御兵粮、助<sub>レ</sub>申南端殿并軍勢、是言<sub>レ</sub>語道断之忠節也、御領内仁名主・百姓雖<sub>レ</sub>多、未無<sub>レ</sub>如此軍忠、傍若無人者哉、終<sub>レ</sub>追<sub>レ</sub>落<sub>レ</sub>悪党、御領至<sub>レ</sub>于<sub>レ</sub>今無<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御知行、然則、依<sub>レ</sub>彼恩賞<sub>レ</sub>拜<sub>レ</sub>領当名<sub>レ</sub>仕御宛文等明白也、

「当寺御領之初、悪党人寺田法念等令乱妨御領」とあるのは第一章でも取り上げた文保ごろの寺田法念の乱入事件を指すのであるが、この時も、また建武二年に寺田悪党が乱入した際も東寺では寺僧を派遣して防衛に努めたことが知られる。また、そのいずれにおいても信阿・実円兄弟が多大な功績を挙げたこと、その恩賞として「当名」は藤名を賜つたことが右の申状では述べられている。

この時、東寺派遣の寺僧に協力して防衛に莊家警固に立ち上がったのは信阿・実円兄弟ばかりではなかった。

【史料2】<sup>(19)</sup>

充行 在御判  
在御判

東寺領播磨国矢野例名内是藤名名主職事

僧実円

右以<sub>レ</sub>人、所<sub>レ</sub>補<sub>レ</sub>任彼名主職也、但為<sub>レ</sub>千代鶴女名田之由、雖<sub>レ</sub>執申、真殿源太入道当庄寺家管領之時、更雖<sub>レ</sub>一度<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>充<sub>レ</sub>下、而以<sub>レ</sub>先悪党等補<sub>レ</sub>任、令<sub>レ</sub>知行之間、彼等一党先雜掌松井房之時、与<sub>レ</sub>同悪党寺田越後房、对<sub>レ</sub>寺家、放<sub>レ</sub>箭作<sub>レ</sub>敵之間、罪科人之跡為<sub>レ</sub>闕所、被<sub>レ</sub>召放<sub>レ</sub>畢、仍為<sub>レ</sub>決断所交名注進随<sub>レ</sub>一、經<sub>レ</sub>公方沙汰、訴申之上者、棄<sub>レ</sub>置源太入道訴訟、被<sub>レ</sub>充<sub>レ</sub>補<sub>レ</sub>実円者也、実円為<sub>レ</sub>寺

家御方、度々抽合戦之忠勤、致拔群之奉公之間、所恩補也、於所当公事等者、任先例無懈怠可致其沙汰、庄家宜承知、勿違失、以下、

建武二年十月十三日

預所

【史料3】<sup>(20)</sup>

在御判

在御判

充下

東寺領播磨国矢野例名内重清并包真重藤神田二段事

源実久

右以人、所補任彼職也、但阿性雖申相伝子細、当庄悪党与同之上、依為謀叛人、被召放畢、実久依軍忠賞、任警固奉公、可忠勤之間、所恩補也、於有限所当公事者、任先例無懈怠可致其沙汰、庄家宜承知、勿違失、以下、

建武二年閏十月十三日

【史料2】は【史料1】として引用した実長申状に添えられた具書案で、建武二年の寺田悪党撃退の功績によって実円に与えられた是藤名名主職充行状の案文であるが、次に掲げた【史料3】も日付・文言などから、【史料2】とほぼ同じ性格の充行状と考えて間違いない。すなわち、源実久も寺田悪党撃退のために東寺派遣の寺僧とともに戦っていたのである。また、建武二年閏十月十三日付の例名十六名内西光貞名名主職補任状案は「警固奉公忠節」により平八に与えられたものであり、これも東寺と平八との共闘を示している。

以上、建武二年の寺田悪党に対して東寺と共闘したことが知られるのは、現存する史料による限りでは、信阿・実円兄弟、源実久、平八の三例四名のみであるが、おそらくは他にもこの戦いに参加した名主・百姓は数多くいたであろう。建武二年の悪党乱入事件は、結果として矢野莊

を舞台にして東寺および名主・百姓による広汎な共闘関係を現出させる契機ともなったと考えられる。ここで注目したいのは、この悪党乱入事件の直後に東寺による内検が施され、東寺とともにこの戦いを勝ち抜いた人々が名主職に補任されるなどして、その後の東寺による矢野莊支配の枠組みの中に位置づけられていることである。悪党乱入という戦時体制下で現出した共闘関係が一過性のもので終わることなく、その後の東寺による矢野莊支配という平時体制に移行したと考えられるのである。

矢野莊の場合、東寺領となる以前に莊園現地でのような支配が行なわれていたかは明らかではないが、いずれにしろ東寺は一四世紀前半に治天の君からの寄進という形で初めてその知行権を獲得したのであり、その後も先述したように旧領主藤原氏の知行権回復にむけての策動が続いていた。こうした事情を考えれば、当初より東寺による矢野莊現地の支配が順調に進んでいたとは考えがたい。そうした状況下での悪党乱入は、もちろん東寺の矢野莊支配にとっては大きな危機であったわけだが、結果として東寺と現地の名主・百姓との共闘関係の成立を促し、その後の東寺による支配の基礎を提供した側面も否定できない。悪党乱入に際して現出した名主・百姓たちの結合が、いわゆる「莊家」結合の内実であって、共闘を通じて領主東寺はこの「莊家」との回路を形成し、現地支配の重要な手がかりを獲得したと考えられる。

ところで、この「莊家」という存在は矢野莊の場合所与の存在ではなかったようである。【史料2】によれば、実円が是藤名名主職を獲得したのは、東寺に対する軍忠ばかりでなく、それ以前に是藤名名主の地位を握っていたと考えられる真殿一族が東寺に敵対して悪党寺田氏に与同したためであったことがわかる。同じく【史料3】も東寺に敵対し寺田悪党に加わった阿性なる人物の存在を語っている。悪党乱入事件以前に矢野莊の「莊家」が存在していたとしても、それは少なくともこの真殿一族や阿性らをその構成員としたものとして存在したはずである。とする

ならば、結果として東寺が掌握するところとなった「莊家」は、彼らを排除することで新たに成立したものと考えられねばならない。

なぜ彼らは排除されたのであろうか。直接的には彼らが寺田悪党に与同し東寺に反抗したために、東寺によって排除されたのである。ただ、ここで見方を変えて、彼らが反抗ないし抵抗した相手を東寺以外に求めることはできないだろうか。すなわち、真殿一族は是藤名をめぐって実円と対立していたことや、重清・包真重藤神田をめぐっては阿性と源実久の対立が存在したことを認めるべきでなかろうか。こうした在地における諸勢力の対立状況を前提にして、莊園領主東寺の役割は対立する当事者の一方に正当性を付与するものとして呼び込まれたと考えるならば、真殿一族や阿性らを排除した真の主体は、彼らと対立していた実円や源実久らであったということになる。

そもそも莊園内部には様々な勢力が存在し、それらの葛藤や対立をはらみながらも種の均衡を保っているというのが莊園制の内実・常態だったのではなかろうか。<sup>(24)</sup> そうした均衡をもたらしたものがいったい何であったかについては独自に検討を要すべき問題であるが、中世前期について言えば、莊園領主がそこに大きな役割を果たしていたと考えられる。莊園領主は相互に対立する在地諸勢力の利害の結節点を握ることにより莊園制という安定状態を演出していたのである。

ところが、第一章で指摘した一三世紀後半以降の莊園領主権の動揺はこうした調節機能の働きを不十分なものにした。すなわち、それまでも在地において通奏低音の如く継続されてきた諸勢力間の対立・競合状況がこの動揺と結び付くことによって、その葛藤や対立を増幅させたのである。その具体的かつ尖鋭的な表れがこの時期の悪党状況だったのである。<sup>(25)</sup> 前章で莊園領主権の変動と悪党の発生が連動する現象であること<sup>(26)</sup>を指摘したが、それは莊園領主権の変動が在地の対立・競合状況と結び付くことによってもたらされた連動であった。

先にも述べたように、東寺領化する以前の矢野莊現地の状況を示す史料はほとんどないので、推測を積み重ねる議論に終始してしまっただが、莊園における悪党発生メカニズムを探る場合、莊園領主権の変動という外的契機ばかりでなく、それと連動する在地情勢といういわば内的環境の分析は不可欠な作業である。そうした視角のもと、本章では在地における対立・競合状況を想定するに至ったわけだが、そうした事態そのものは通時的に、少なくとも中世前期から認められるところである。同じ対立・競合状況といってもこの時期に固有の特徴があったかどうかという点も含め、その具体的な解明については後考を期したい。

### ③ 莊家警固の構造

建武二年（一三三五）の悪党事件を経て、領主東寺との回路をえた「莊家」結合は前章でみたようにある意味で相対的な結合に過ぎなかつたわけだが、それなりの実質を有していたらしい。それは、これ以後の悪党乱入に際して、しばしば東寺と名主・百姓との共闘が見受けられることから推察される。

康永三年（一三四四）八月、矢野莊に吉川孫太郎が乱入しようとしているという情報を得た学衆方は、矢野莊公文藤原清胤に対して、重藤政所の防備を固めることとともに、「莊家無為警固」を命じているが、その中味は「両預所・名主・百姓等一同可有其沙汰」というものであった。<sup>(27)</sup> ここで東寺が念頭においているのは、東寺派遣の預所などの沙汰人と現地の名主・百姓等が一体となった防衛体制であった。

続く貞和年間に入ると、吉川孫太郎や寺田孫太郎範長、海老名源三郎らの濫入の動きが連年のように伝えられるようになるが、それに際して東寺から出された指示も次のようなものであった。

【史料4】<sup>(27)</sup>

矢野庄悪党乱人之由事、先以驚存候、兩給主并公文・田所、名主・百姓等、令同心合力、不日可被対治候、於当庄事者、当御代被下堵院宣・武家行状候、於寺田孫太郎以下悪党者、武家奉書及數ヶ度被成下之了、今又重可被申候、定不可有子細候哉、地下輩各致嚴密沙汰、属無為之様可有御下知之由、衆儀所候也、恐惶謹言、

八月十九日

堯宝

大僧都御房

追申、

任請文旨、公文殊可致警固沙汰之由、嚴密可有御下知候、次兵糧米事、悪党方一令乱入地下、及合戦之時者、不可有子細之由、同衆儀所候、

右は貞和四年（一三三八）に比定される文書で、差出の堯宝は当時の学衆方奉行、宛所の大式僧都は矢野庄学衆方給主の杲宝。学衆より給主を通じて矢野庄の「地下」に命じられたのは、傍線部にあるように、やはり沙汰人と名主・百姓らが一体となった防衛体制であった。こうした防衛体制が、第二章でみた建武年間のみならず、その後も継続して認めることができるということは、その背景に彼らにおける日常的な結合関係Ⅱ「莊家」結合の存在を示唆している。

ところで、【史料4】で注目したいのは、追而書の波線部にみえる兵糧米についての言及である。翌貞和五年五月にも、東寺から地下に対して給主代・沙汰人・百姓らによる「一同沙汰」としての「庄家警固」が命じられているが、ここでは「兵糧米、如先々沙汰、悪党等已莅境及重時之時者、付地下注進、以公平内可被付其足候」とされている。すなわち、領主東寺は、年貢米のうちから兵糧米を計上することによって、沙汰人をはじめとした名主・百姓等による「莊家結合」を莊家警固に組織しているのである。

このような警固体制のあり方は矢野庄に固有のものではなかった。

【史料5】

一、庄家警固事、於細々警固等者、可為預所沙汰、若語數十人軍勢、及巨多兵糧者、三ヶ日中立飛脚、可申入子細於寺家、且可執進百姓等証判之状、其時被下寺家御使、被決実否、可預御訪者也、以小事煩、称莫大、失公平、申私曲者、速可被処罪科矣、

右は東寺領弓削島莊鯨方所務（預所）職請文の一節で、莊家警固が預所の責任で行なわれるべきこと、とくに数十人の軍勢を要するような場合には、東寺派遣の使者の認定にもとづいて兵糧米を東寺から援助することが述べられている。「百姓等証判之状」の提出が求められていることから、預所とともに百姓たちも莊家警固に参加することが予想され、東寺による兵糧米の援助も、実際には「公平」Ⅱ年貢からの相殺を意味していたと考えられるが、これは先に見た矢野庄における莊家警固のあり方と全く同じと言ってよいであろう。小林一岳氏はこうしたあり方を、【史料5】を紹介されつつ「莊民・莊官・莊園領主が一体となって、それぞれに機能分担しながら防衛戦を戦う体制」と評価し、これがこの時期の各地で認められることを指摘している。すなわち、沙汰人を中心とした名主・百姓らによる「莊家結合」にもとづいた村の武力の存在と莊園領主によるその「莊家警固」への組織は、南北朝期莊園制に固有の特色として指摘できよう。ここで兵糧米は、莊園領主と村の武力（Ⅱ莊家結合）とをつなぐ回路として機能している。

再び矢野庄に話を戻せば、実際に兵糧米が年貢の内から支出されていることが分かる。学衆方の貞和四年分の年貢散用状によれば、二石五斗が「ひやうらん米」として計上され年貢額から控除されていることが分かる。この部分には付箋がつけられており、「自八月廿二日至十月十三日分、公文五斗、田所二斗、道日一斗五升、公文代一斗五升、一石五斗

政所分」と書かれているが、日付の近似からこの兵糧米控除措置が【史料4】の指示にもとづくものであることは明らかである。また、公文以下は彼らによる兵糧米の立替を意味しているよう。

以上の如く、兵糧米を媒介として荘園領主と荘家との間で完結する構造を指摘することができるが、観応元年（一三五〇）の悪党乱入をめぐる攻防に際してはそうした構造の中にはおさまりきれない関係を指摘することもできるのである。実は、こうした点にも南北朝期荘園制の特徴を探る鍵があると思われるので、次に観応元年の悪党事件を分析してみたい。

#### ④ 荘園制の中の悪党

第一章でも触れたように、これ以前から矢野荘学衆方給主職を競望していた深源は、この間何度か代官を矢野荘現地に派遣していたようである。貞和五年（一三四九）九月の学衆方評定で「矢野荘宝蔵院（深源）大僧都代官入部事」が議論されているが、そこでは「任去々年儀、不可叙用之由、可加下知」と決定されていることから、貞和三年にも深源の代官が現地に派遣されていたことが分かる。貞和年間には連年のように吉川孫太郎や寺田孫太郎範長、海老名源三郎の乱人が伝えられていることは先にも触れたが、これらの悪党事件と深源派遣の代官との関係は明らかではない。

観応元年になると、六月二日付で矢野荘両沙汰人宛に下された学衆方下知状で深源代官の行動が警戒されている。<sup>34</sup> おそらく、垂水法橋の動きを指すものと思われるが、これが是藤名をめぐる実円と真殿守高との相論と時期的に重なっている点が注目される。第二章で見たように、建武二年の寺田悪党事件をきっかけに是藤名名主職は真殿千代鶴女から実円に移っていたのであるが、その後も真殿氏は守高（千代鶴女の弟<sup>35</sup>）を

中心に是藤名回復の画策を続けており、この観応元年には守高の養子慶若丸を前面に押し立てて東寺に訴え出たのであった。<sup>37</sup> 実円の側も反論し、両者の間で相論が展開されたが、この相論に決着がついたのが六月のことであった。深源代官の行動に警戒するよう学衆方の下知状が出された前日の六月二〇日、学衆方は慶若丸の訴えを却下する決定を下している。<sup>38</sup>

両者の時期的な近接は意図的なものを感じさせる。すなわち、その直後の六月二七日に深源代官垂水法橋が矢野荘に乱入したことが知られるが、それは真殿守高を語らった行動であった。<sup>39</sup> こうした一連の経緯から察するに、観応元年の真殿守高による是藤名回復のための画策は深源や垂水法橋との結託を背景として進められた可能性が高いと判断される。最初は東寺への提訴という形をとったが、それが不調に終わると直ちに悪党行動へと移行したのである。第一章や第二章で指摘してきた荘園領主権の動揺（この場合は深源や垂水法橋の給主職獲得運動）と在地の競合対立状況（この場合は真殿氏の是藤名名主職回復運動）とが結び付くことによって悪党行動が引き起こされることをもつとも明瞭に示している事例と言えよう。

ところで、今回の垂水法橋の矢野荘乱入事件は、真殿守高ばかりでなく、海老名源三郎や「郡使」平三郎右衛門入道、道日<sup>40</sup>らをも巻き込んだ規模の大きなものであったらしい。<sup>41</sup> 東寺は九月になって「守護方有縁之仁」とされる撫川伊勢房を上使として現地に派遣し、十月後半になつてようやく垂水法橋の排除に成功しているが、今回の悪党事件の規模の大きさを考えれば、この間現地ではどのような防衛体制が敷かれていたか、たいへん興味深いところである。

まず注目されるのは、この年の五月に地下からの要求に基づいて、荘家警固のために白石城が取り立てられていることである。<sup>42</sup> 「両預所・名主・百姓等一同可有其沙汰」と言われる沙汰人を中心とした名主・百姓らによる村の武力がここを拠点として「荘家警固」にあたったものと考



えてよからう。そして、彼らによる戦闘は「莊家警固」に相当するものとして東寺から兵糧米を給されている。

【史料6】<sup>(45)</sup>

<sup>(複製書)</sup>  
「矢野庄学衆方散用状 観応元年」

注進

東寺御領播磨国矢野庄西方学衆御方散用状事

合

一御米百式拾壹石参升五勺之内、

(中略)

一白石城警固<sup>(イ)</sup>十月卅日ヨリ、上下五人朝夕相節米四石延定

同城酒代度々一貫六百八十文代米二石四升延定、

同城塀塗人夫酒代度々五百文代米五斗九升延定、

已上米十石九斗二升六合<sup>(撫川殿内也)</sup>、

(中略)

一公文方兵節米六石四斗四升二合<sup>(注文別紙有之)</sup>、

<sup>(ハ)</sup> 同兵節米五斗田所分、

(中略)

右、注進之状如件、

観応二年四月廿七日

田所(花押)

公文(花押)

政所代(花押)

上御使(花押)

右は、悪党乱入事件のあった観応元年分の矢野庄の年貢散用状から関係する部分を抜き出したものである。この散用状では最初に矢野庄の惣年貢額が記され(波線部)、以下に年貢控除項目と控除額が列記され、それらを惣年貢額から引いたものが観応元年分の年貢額として計上されるところというスタイルをとっているが、傍線部(イ)によれば、白石城警固

費用が年貢から控除されていることが分かる。ただし、金子拓氏の指摘によれば、この兵糧米四石を含んだ十石余りは、二重傍線部にあるように上使撫川の負担分であり、撫川に対して控除された部分であるという。たしかに傍線部(イ)にみえる警固期間は上使撫川の下向後の日付である。おそらく、撫川伊勢房下向後は、垂水法橋排除後も彼を中心に白石城警固などが進められたのであり、そのための兵糧も彼が差配していたために右のような措置になったのであろう。

一方、傍線部(ロ)や(ハ)も「兵節米」＝兵糧米の年貢控除であるが、傍線部(イ)とは別に立項されていることから、撫川を中心とした警固とは別系統の莊家警固に関わるものと考えられる。

ところで、観応元年分の年貢散用状はこの後計算し直されたものが再作成されたことが知られている。<sup>(46)</sup> この再作成後の散用状によれば、なぜか右の傍線部(イ)に相当する部分は削除されているのであるが、傍線部(ロ)(ハ)相当部分は次のように計上されている。

【史料7】<sup>(46)</sup>

一公文方立申兵節六石四斗四升三合<sup>(注文別紙有之)</sup>、

一田所立申城警固兵料五斗

「立申」という表現から、これらは公文や田所が兵糧米を立て替えていた分を補填したものであることが明らかである。とくに公文藤原清胤には、公文職補任当初から「警固并御公事等有限所役、不可致懈怠」ことが求められており、<sup>(47)</sup> 実際の戦闘に際して当座必要な兵糧米を立て替えておくのはその職掌にふさわしい行為であった。上使として撫川伊勢房が派遣される以前の莊家警固のための費用は公文らによって支えられていたことが想定される。

では、撫川下向以後は、莊家警固の戦費はすべて撫川の差配するところとなったのであろうか。【史料6】の傍線部(イ)によれば、たしかに白石城警固のための費用は撫川の管轄下にあったようであるが、ここ

で問題になるのは、それ以外にも莊家警固の形態はなかったかということである。そしてそこに公文らの関与する余地はなかったのであろうか。白石城構築のところで見たと、ここを拠点として戦ったのは公文に率いられた名主・百姓ら矢野莊民であったと考えられるが、実際の戦闘の様子を伝える次の史料によれば、他にも莊家警固のあり方があったことが知られる。

【史料8】<sup>(48)</sup>

(前略)

今月十九日重大せいをひき入れ候て、たるゐ房・まつ兵衛二郎等大せいにてしやうゑよをかけ、もんたうし候て大せい百姓三郎大夫入とのもとによいかひをかまゑて、たてをつき出候て、よせ候えと仕候間、公文身の大事とせいをひけい候、輔房ゑんしやとも方々ひけい候て、ひきこもり候、身をき候て、一こをうしない候はんする心地存候、心のよひ候ほと、はせまわり候処々、赤松かた一大事と、ひまなく人をこされ候、名主めんく百姓等心こ、(後欠)

【史料9】<sup>(49)</sup>

畏申上候、

抑当庄事、いま、すより別子細候ハす候へとも、方々けふあてのほと、難所より心かけたるのあいた、城郭かまへ候て、地下・名主、よる・ひる用心仕候、又公文方へも他所見つきせい、あまた越られ候て、けいせられ候、すてに今月廿四日、那波源三郎、別名方へ大勢にて打向、城をとり候てかくく申はかりな、就其候て、当御方へのそみをなし候物、かれらにくみし候て候あいた、弥しつならす候、又彼なはとのはかりきたさまの事をも、ふつとあい、ろうしきよしの心地にて候、しせん(後欠)

いずれも地下から東寺に充てられた注進状であるが、「たるゐ房」<sup>(50)</sup> 垂水法橋、「まつ兵衛二郎」<sup>(51)</sup> 真殿兵衛二郎守高の乱入に言及してい

ることから、【史料8】は観応の悪党事件に関する史料であることが分かる。その傍線部からは、乱入してきた垂水法橋や真殿守高に対して、莊民が「ようかひ」<sup>(52)</sup> 要害を構えて抵抗している姿が浮かび上がってくる。村の武力の実態を伝える貴重な証言であるが、見落としてはならないのは波線部である。すなわち、そうした村の武力とは別に公文は独自に軍勢を集めて莊家警固に投入していることが窺えるのである。莊民たちばかりでなく、彼らも要害に立て籠もっていたことも考えられる。

【史料9】は、観応元年ではなく貞和五年(一三四九)九月ごろの史料と思われるが、ここで語られている状況も【史料8】と変わりはない。名主・百姓らが城郭を構えて、昼夜その警固にあたっていること(傍線部)、一方公文のもとへも他所から見継勢が集まって来て警固にあたっていること(波線部)が分かる。こちらの場合、公文とその見継勢による警固は名主・百姓の立て籠もる城郭とは別に行なわれていた可能性も考えられる。

いずれにせよ、公文藤原清胤は、矢野莊の名主・百姓を統率して莊家警固にあたるばかりではなく、それとは別に独自に軍勢を調達してくる能力を有していたことは明らかである。こうしたあり方は、矢野莊における藤原清胤においてのみでなく、鎌倉末期から南北朝にかけて各地の莊官・沙汰人層に共通して認めることができるのではなからうか。例えば、丹波国大山莊の沙汰人藤原家安は、同莊一井谷莊家結合の中心的人物として知られるが、正和四年(一三一五)に悪党殿増代官が莊内に乱入してきた際、彼は「他所」<sup>(53)</sup> から兵糧米と軍勢を調達してそれを撃退したことが知られている。また、弁房承誉は自らの兵糧米と数百人の軍勢を率いて弓削島莊から悪党を撃退した功績によって同莊の預所職に任じられている。鎌倉末々南北朝期にかけての莊官請文にはしばしば莊家警固義務が盛り込まれていることから、当時は莊官層が莊家の武力の中心であったことが指摘されてきたが、それは彼らが莊園領主と村の武力

とを繋ぐ結節点としての役割を担っていたことによると理解されている。<sup>(53)</sup>もちろん、こうした側面も否定できないが、右に挙げた諸事例も踏まえれば、彼らが荘家の枠を越えた武力を有する存在であったことも考慮に入れねばなるまい。

以上のように考えれば、「史料6」で上使撫川房負担分とは別に計上されている公文立替分の兵糧米についても、次のように考えることができるであろう。これは、公文が荘民を率いて戦った戦鬪に対する対価であるばかりでなく、荘民ではない「他所」の軍勢動員の対価をも含んでいたのである。観応元年分の散用状が作り直されて、上使撫川房負担分の兵糧米は年貢控除項目からははずされたにもかかわらず、公文らの負担した兵糧米は【史料7】に見えるようにそのまま年貢から控除されたことは、右のような兵糧米の性格の違いに起因すると考えられよう。

いずれにせよ重要なことは、荘家警固とは荘園領主と荘家という閉じられた関係のみによってではなく、荘家という枠を越えた在地の諸関係をも巻き込むことによって実現されていたと考えられることである。このことは当時の荘園制がどのような関係の中で成り立っていたかという点についても示唆的に思われる。

この点に関わって注目したいのは、荘園領主からの兵糧米給与と年貢控除の対象ともなった荘官層による「他所」の軍勢の動員の実態である。それが、いったいいかなる関係にもとづいて、どのような人々の集合によって成り立っていたかについては、きわめて興味深い問題であるけれど、その詳細な検討は後考を期せざるを得ない。ただ、ここで指摘しておきたいのは、そうした動員のあり方が悪党の構成と形態的に類似していると考えられることである。鎌倉末から南北朝期の悪党行動の特色の一つとして、荘域を超えた広汎な在地領主連合という側面が指摘されているが、右に見てきた公文によって動員された「他所」の人々も荘域を<sup>(54)</sup>超えた結合という点では、悪党と変わるところはない。とするならば、

悪党は荘園を危機に陥れるものでありながら、荘園を支えたものも悪党に見られる荘域を越えた領主結合だったということになる（もちろん荘家結合の重要性を否定するものではない）。比喩的に言えば、鎌倉末から南北朝期の荘園制は悪党をその内に抱え込むことによって成り立っていたとも考えられるのではなからうか。

### むすび

以上、四章にわたって、鎌倉末から南北朝期の播磨国矢野荘を素材に荘園制と悪党の関係を考えてみた。その結果を改めて要約すれば以下の如くである。すなわち、荘園における悪党発生の要因として、大きく言って、在地の諸勢力の対立競合状況と荘園領主権力そのものの動揺・変動の二つが挙げられる。前者は荘園制社会においては通時代的に認められる現象であるが、それが後者と連動することによって初めて悪党が発生することになる。そして、荘園領主権力の変動・動揺が集中的かつ構造的に引き起こされたのが鎌倉末から南北朝期であったため、悪党はこの時期に固有の現象として位置づけられると考えられる。ただし、悪党およびその背景にある在地領主結合を荘園制に敵対的な存在とのみ考えることはできない。荘家警固という場面を考えれば、荘域を越えた在地領主結合が荘園制を支える要素となっていたことも認めるべきであり、この時期の荘園制はこのような諸関係を取り込むことによって成り立っていたとも考えられる。

悪党の発生については、悪党の定義に関する議論とも関わって、その理解が深まってきていることは「はじめに」でも少し触れたところである。本稿では荘園という場に即してこの問題を考えてきたのであるが、その結果導き出された結論（荘園領主権の変動と在地勢力の対立競合状況）は、こうした近年の悪党一般に関する議論とおおいに接点を持ちう

るものと思われる。

一方、悪党（それを生み出した社会情勢も含めて）がけっして荘園制に敵対的な存在だけではなく、むしろこの時期の荘園制を支える要素として機能した側面もあるのではないかとする結論は、「悪党のその後」を考える上で示唆的である。すなわち、悪党は南北朝内乱の終焉とともに消滅したのではなく、形を変えて荘園制そのものの中に組み込まれていったという想定が導かれるのである。例えば、室町期以降、荘園制では請負代官制が一般的となる傾向が指摘されているが、この請負代官制では、直接荘園領主から代官職を請け負う五山禅僧や土倉らばかりでなく、近隣の在地領主など様々な人々がコミットしていたことが知られている。そうした人々のつながり・ネットワークというものは前代における悪党結合に淵源を持つものだったのではなからうか。詳細な検討は後日の課題としなければならないが、垂水法橋のように、悪党と見なされていた人々がその後も代官などとしてその荘園に立ち現れていることは、悪党とこうした代官ネットワークとの連続性を示唆しているように思われる。

一円領化は鎌倉末・南北朝期以降の荘園制を理解する重要なキーワードではあるが、年貢納入が実現される実態は、一円化された荘園領主と荘家との間でのみ完結するものではなく、代官として現れるその周囲の人々をも含み込んだものとして考えられなければならない。室町期荘園制はそうした広範な人々の配置の問題として捉え直す必要があり、悪党やそれを生み出した社会情勢のその後もそうした文脈の中で理解できるのではないだろうか。本稿では、その一端に触れるにとどまったが、そうした一円化を相対化する中世後期荘園制の体系の解明を今後の課題としたい。

註

- (1) 網野善彦「鎌倉末期の諸矛盾」(網野「悪党と海賊」法政大学出版局、一九九五年。初出は一九七〇年)など。
- (2) 山陰加春夫「悪党」に関する基礎的考察」(『日本史研究』一七八、一九七七年)、近藤成一「悪党召し取りの構造」(永原慶二編『中世の発見』吉川弘文館、一九九三年)など。
- (3) 海津一朗「中世の変革と徳政」(吉川弘文館、一九九四年)。
- (4) 「東寺文書御宸翰」二 正和二年二月七日後宇多法皇宸筆荘園・敷地等施入状(相生市史)第七巻編年文書四七号文書。以下、同書よりの引用は「相生」⑦編年文書四七の如く記す。
- (5) 寺田法念らによる南禅寺領矢野莊別名打ち入り事件については佐藤和彦「南北朝内乱と悪党」(佐藤「南北朝内乱史論」東京大学出版会、一九七九年。初出一九六九年)参照。
- (6) 「東寺百合文書」四四五 文保元年三月二十八日後宇多上皇院宣(「相生」⑦編年文書五七)。
- (7) 「東寺百合文書」ヨ七九 文保二年二月四日信性例名・重藤名等預所職請文(「相生」⑦編年文書六三)に「得法念已下悪党之語、不可有内通之儀」と見えるのがもっとも早い例である。これ以前に法念は矢野莊公文の地位を失っていたのであろう。
- (8) 「東寺百合文書」一五 文保三年二月一日源成就九例名預所職請文(「相生」⑦編年文書六八)。
- (9) 重藤名の東寺寄進の直後、寺田法念は次のような請文を東寺に捧げ、新領主への従属を誓っている(「東寺百合文書」一三〇(「文保元年」六月二〇日例名公文寺田法念書状、「相生」⑦編年文書五九)。  
播磨国矢野庄内例名重藤・那波・佐方等、付惣庄有御寄進東寺之由、兩通院宣案并五月廿六日寺家御下文案、同六月一日被下沙汰人・百姓等預所殿御文、同六日到来、謹承候畢、任被仰下旨、可致其沙汰之旨、相触御庄民等候畢、抑当年御地子麦、前司取納所残麦、任員数沙汰渡此御使候者也、又当御領渚物注文事、念可令注進候、更々不存疎略候、恐々謹言、  
六月廿日 公文沙弥法念(花押)

ここで彼がわざわざ「公文」と自称していることは示唆的である。もちろん、文中にもある通り、これが「(矢野莊)沙汰人・百姓」宛の「預所殿御文」に対する請文だったので、沙汰人＝公文たることを明示する必要があったとも言えるが、他ならぬ重藤名の領主交替ということを考えれば、重藤名に対する自ら

- の権利を新領主に主張しようとする意図を読み取ることもできよう。
- (10) 「東寺百合文書カ二四九」(嘉暦三年) 東寺陳状案(「相生」)⑦編年文書八三三。
- (11) 寺田法念はこれ以前から「都鄙名譽悪党」と呼ばれていた(「東寺百合文書ヲ二(一)」正和四年一月日南禅寺領別名雜掌覚真申状案、「相生」)⑦編年文書五三二。
- (12) 矢野莊をめぐる藤原冬綱と東寺との争いの概要は「相生市史」第一巻を参照した。
- (13) この給主職相論を扱った最近の研究に金子拓「南北朝期矢野莊をめぐる東寺学衆方と守護権力」(『ヒストリア』一六一、一九九八年)がある。給主職相論の概要については金子論文に拠った。
- (14) 当時の引付の交名部分をみれば、杲宝より深源の臆次が上だったことがわかる。
- (15) 「東寺百合文書ム二四」学衆奉行引付所引(観応元年)九月一日学衆方事書案(「相生」)⑦引付集一一。
- (16) 垂水法橋・真殿守高・海老名源三郎らによる悪党事件に先立つ貞和四年には、寺田孫太郎(法念の孫)による乱入事件が伝えられている(「東寺百合文書ム二〇」学衆方評定引付貞和四年一〇月一七日条、「相生」)⑦引付集七。それは公文職に事寄せての乱入とされているが、これも給主職相論と関わる動きかもしれない。
- (17) 市沢哲「鎌倉後期の公家政権の構造と展開」(『日本史研究』三五五、一九九二年)。
- (18) 「東寺百合文書よ六六(一)」康暦元年八月日例名内是藤名名主美長申状(「相生」)⑧上四〇七一。
- (19) 「東寺百合文書よ六六(二)」建武二年一〇月一三日例名内是藤名名主職充行状案(「相生」)⑧上四〇七二。
- (20) 「東宝記」紙背文書「建武二年閏一〇月一三日例名内重清并包真重藤神田等充行状案(「相生」)⑦編年文書一〇七七。
- (21) 「東寺百合文書カ五三(二)」建武二年閏一〇月一三日例名十六名内西光貞名主職補任状案(「相生」)⑧上二九〇二。
- (22) 「東寺百合文書サ六」建武二年一〇月日例名西方内檢名寄取帳(「相生」)⑦編年文書一〇六。
- (23) 「莊家」概念については伊藤俊一「中世後期における「莊家」と地域権力」(『日本史研究』三六八、一九九三年)参照。
- (24) 網野善彦「中世莊園の様相」(塙書房、一九六六年)は莊園制のそうした側面を活写する試みであったと考えられる。
- (25) すでに小川弘和「南北朝期矢野莊田所職考」(『日本史研究』四四九、二〇〇〇年)は建武年間の悪党事件を「矢野莊が東寺領となる以前の鎌倉期より、寺田氏を軸に形成されていた在地勢力間結合の、内部分裂として把握できよう」と評価している。「寺田氏を軸に形成された」とする理解に至る論証過程には疑問があるが、視角としては賛同する。また小林一岳も、丹波国大山莊を素材として、「莊園内部の村の分裂と、莊園領主内部の分裂がリンクすることによって」引き起こされた悪党事件という構図を提示している。小林「村の武力と悪党」(同「日本中世の一揆と戦争」校倉書房、二〇〇一年)参照。
- (26) 「東寺百合文書天地二」学衆方評定引付康永三年八月一日条(「相生」)⑦引付集二。
- (27) 「東寺百合文書ム二二」学衆方細々引付所収貞和四年八月一日日亮宝書状(「相生」)⑦引付集八。
- (28) 「東寺百合文書ム二二」学衆方評定引付貞和五年五月七日条(「相生」)⑦引付集九。
- (29) 「東寺百合文書と七八」暦応三年正月二三日法橋祐舜弓削島莊鯨方預所職請文(「大日本古文書家わけ 東寺文書三」一二五号)
- (30) 小林「中世莊園における侍」(小林前掲注(25)書所収。初出は一九九八年)。
- (31) 小林前掲注(25)書第一節所集の各論稿参照。
- (32) 「東寺百合文書ヲ六」貞和四年二月一四日西方学衆方年貢散用状(「相生」)⑧上一六〇。
- (33) 「東寺百合文書ム二二」学衆方評定引付貞和五年九月二六日条(「相生」)⑦引付集九。
- (34) 「東寺百合文書ム二四」学衆奉行引付所引観応元年六月二一日学衆方下知状案(「相生」)⑦引付集一一。
- (35) 「東寺百合文書ほ三五(一)」観応元年五月日例名内是藤名名主実円陳状(「相生」)⑧上一七五一。
- (36) 建武三年(一三三六)には再び千代鶴女が是藤名名主職補任状を獲得するが、これは学衆方による一方的な補任であるとして却下される(「東寺百合文書み二八(5)」建武三年二月二一日例名内是藤名名主職補任状案(「相生」)⑧上一七三五)および前掲注(34)史料所引観応元年六月二〇日東寺学衆方下知状。また康永三年(一三四四)には守高が是藤名名主職について東寺学衆方に申状を提出していることが知られる(「東寺百合文書天地二」学衆方評定引付康永三年八月二〇日条、「相生」)⑦引付集二)。
- (37) 「東寺百合文書み二八(一)」観応元年三月日名主真殿守高子息慶若丸申状(「相生」)⑧上一七三一)。

- (38) 「東寺百合文書ム二四」学衆奉行引付所引観応元年六月二〇日学衆方下知状案  
〔相生〕⑦引付集一一。
- (39) 「東寺百合文書ム二四」学衆奉行引付所引観応元年七月三日学衆方下知状案  
〔相生〕⑦引付集一一。
- (40) これ以前、道日は真末名名主職競望の訴訟を起こしていたが、その訴えは東寺の認めるところとはならなかった。観応の悪党事件における道日の立場は真殿守高のそれとほぼ同じと言えよう。網野善彦「中世東寺と東寺領荘園」(東京大学出版会、一九七八年) 第一部第五章第四節参照。
- (41) 「東寺百合文書ム二四」学衆奉行引付所引観応元年七月三日学衆方下知状  
〔相生〕⑦引付集一一) によれば、田所脇田昌範もこの乱入事件に関与したと言われている。
- (42) 「東寺百合文書ム二三」学衆方評定引付観応元年四月一八日・五月三日条  
〔相生〕⑦引付集一〇) および「東寺百合文書ム二四」学衆奉行引付所引観応元年五月日矢野莊条々事書〔相生〕⑦引付集一一)。白石城については、高木徳郎「播磨国矢野莊の莊園景觀と政所」(悪党研究会編「悪党の中世」岩田書院、一九九八年) 参照。
- (43) 「東寺百合文書ヲ七」観応二年四月二七日西方学衆方年貢散用状〔相生〕⑧上一八〇)。
- (44) 前掲注(13) 金子論文。
- (45) 再作成の経緯については前掲注(13) 金子論文参照。
- (46) 「東寺百合文書ヲ九」観応二年五月二日学衆方年貢散用状〔相生〕⑧上一八三)。
- (47) 「教王護国寺文書三四〇」建武二年二月二十九日公文職補任状案〔相生〕⑦編年文書一〇〇)。実際の悪党乱入に際しても、東寺は「任請文旨、公文殊可致警固沙汰」と命じている。「東寺百合文書ム二一」学衆方細々引付所収貞和四年八月一四日梵宝書状〔相生〕⑦引付集八) 参照。
- (48) 「東宝記紙背文書」年月日欠僧美円注進状〔相生〕⑧上五一)。
- (49) 「黒川古文化研究所蔵文書」某(成円カ) 書状〔相生〕⑧上四九六)。
- (50) 【史料9】では、「那波源三郎」海老名源三郎が別名方に打ち入っていること、例名方に野心を抱く者がその動きに結託しようとしていることが述べられているが、この状況は学衆方評定引付貞和五年九月一日条(「東寺百合文書ム二二」) 〔相生〕⑦引付集九) の「矢野庄飛脚上浴、南禅寺方悪党乱入之間、当庄以次彼等可乱入之由、相語守護方之由、有其聞」という状況とほぼ合致していると考えられる。
- (51) 「東寺百合文書み一一」正和五年二月日丹波大山莊住人藤原家安申状〔鎌倉

- 遺文〕三三卷二五七五号文書)。大山喬平「鎌倉時代の村落結合」(同「日本中世農村史の研究」岩波書店、一九七八年。初出は一九六三年) 参照。
- (52) 「東寺百合文書ハ一六六(一)」元亨四年正月日承旨申状〔鎌倉遺文〕三七卷二八六五〇文書)。安田元久「日本初期封建制の基礎研究」(山川出版社、一九七六年) 参照。
- (53) 前掲注(25) および(30) 小林論文など。
- (54) 前掲注(5) 佐藤論文。佐藤論文では、主たる検討素材として寺田悪党の構成が取り上げられている点が興味深い。
- (55) 観応元年の「悪党」垂水法橋は、その二年後には守護方の兵糧催促使として矢野莊に立ち現れている。「教王護国寺文書三九七」文和二年四月一三日公田分学衆方年貢等散用状〔相生〕⑧上一九五)。
- (56) 前掲注(1) 網野論文参照。
- ※註では副題および敬称は省略した。
- (東京大学史料編纂所、国立歴史民俗博物館共同研究員)  
(二〇〇二年六月七日受理、二〇〇二年一〇月四日審査終了)

## The Shoen System and Akuto

TAKAHASHI Noriyuki

When an overall view is taken of the shoen system in the Muromachi period–late Middle Ages–emphasis is placed on the Nanbokucho period as a transition point, pointing out a change of nature exemplified by the keyword *ichien-ka* (*standardizing on one range*). However, it is known that in the Nanbokucho period, in addition to this sort of change of nature, there was also disturbance by akuto (“bands of evildoers”), and it has recently been suggested that it was the change in nature of the shoen system (or to be more precise, the change in nature of the shoen policy) that led to the emergence of the akuto. Seen from this viewpoint, rather than analyzing the akuto themselves, it is possible to examine the reality of the changes in nature of the shoen system that formed the background. This paper takes the Yano-sho in Harima as the base for analyzing the akuto that emerged there, attempting to bring characteristics of the shoen system in the Nanbokucho period into relief.

First of all, one phenomenon that should be pointed out is that the activities of the akuto can be seen to accompany changes and fluctuations in shoen possession (specifically, changes in ryoshu, or power struggles between ryoshu). Next, when the akuto activities in the zaichi are examined, it can be seen that in the shoen itself, the situation of the satanin and myoshu / peasants is that they are in opposition to each another. This sort of opposition and competition in the land can be seen throughout the history of the shoen system, but it is thought that it was the combination of this with the changes and fluctuations in shoen possession that lead to the appearance of the akuto. Earlier research had determined changes and fluctuations in shoen possession to be a structural phenomenon occurring from the end of the Kamakura period through the Nanbokucho period, and it is in this period that the activities of the akuto are concentrated.

It is thought that it was the shoen ryoshu and the *shouke* in the shoen itself linking directly together (*ichien-ka*) against the akuto that changed the composition of the shoen system in the later Middle Ages, but when the structure of the *shouke keigo* is analyzed, it can be seen that there are elements that cannot be sufficiently explained by *ichien-ka* alone. They are thought to have a similar nature to the akuto that plunged the shoen system into crisis, and it should be considered that the Nanbokucho period shoen system changed its nature to incorporate the akuto situation. Taking this approach, it becomes clear that *ichien-ka* alone is insufficient, and that to understand the shoen system

---

---

in the late Middle Ages the viewpoint should be refocused to also take in the issue of the variety of people situated on the periphery.